

令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

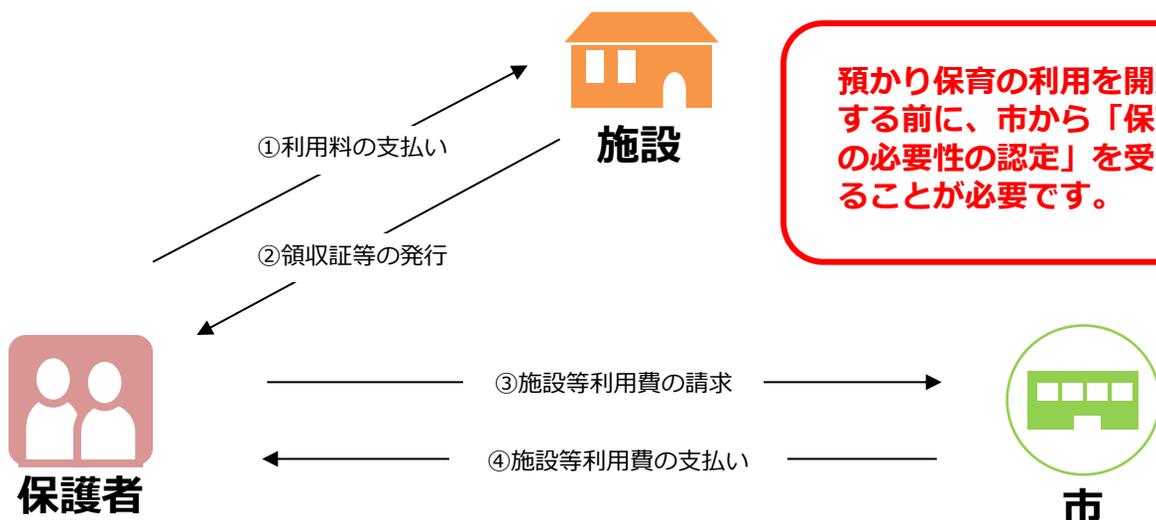
※ 満3歳児の住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

対象者・利用料について

- 1号認定を受けて**幼稚園、認定こども園**を利用する**満3歳から5歳までの全ての子どもたち**の利用料（保育料）が無償化されます。
※通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります。
- 利用料（保育料）の**無償化に伴う新たな手続きはありません。**

預かり保育の利用料（保育料）について

- 「**預かり保育**」の利用料（保育料）を無償化の対象とするためには、**保育の必要性の認定**を受ける手続きが必要です。認定申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えてご提出ください。
※通園している園を経由して、健康子育て課 保育家庭担当へご提出ください。
※「保育の必要性の認定」には、就労等の要件（保育所の利用と同等要件）があります。
詳しくは、通園している施設または健康子育て課 保育家庭担当へご確認ください。
- 預かり保育の利用日数に応じて、**月額11,300円（上限日額450円×利用日数）までの範囲で利用料が無償化されます。**
※満3歳児は、月額16,300円までの範囲で無償化されます。
※利用料（保育料）には、おやつ代等の実費徴収分は含まれません。
- **利用料（保育料）の給付は、償還払いとなります。**



食材料費（給食費）について

- 給食の食材料費（給食費）のうち、副食費（おかず・おやつ分）について免除制度を拡充します。対象は、年収360万円未満相当世帯の子どもと、世帯の第3子以降の子どもです。

- 現在、1号認定の子どもたちにかかる食材料費（給食費）は直接、施設にお支払い、または現物を持参していただいております。
- 食材料費は、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。10月から利用料（保育料）は無償化されますが、食材料費（給食費）については、保育所等を利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担していただくことが原則となります。このため、**今後も、給食費（現物持参の施設もあります。）を施設にお支払いいただくこととなりますので、ご理解・ご協力のほどお願いいたします。**

※食材料費（給食費）は、施設ごとに異なります。金額や支払方法については、施設にお問い合わせください。

《副食費免除の拡充について》

年収360万円未満相当の世帯（教育認定：第1～3階層まで）の全ての子どもと全所得階層の第3子以降の子どもを対象に、副食費の免除を行います。

※きょうだい（多子）のカウント方法は、これまでの保育料の多子軽減と同じ扱いとなります。

※副食費の免除に伴う、新たな手続きはありません。

※免除対象者には、改めて9月中に通知いたします。